

令和 6 年度第 1 回広島市環境影響評価審査会 議事録

議 題：本通 3 丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書について

1 日時：令和 6 年 6 月 2 8 日（金） 1 0 時 3 0 分から 1 2 時 0 0 分まで

2 場所：大手町平和ビル 5 階大会議室（Web 会議併用）

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

上村信行、折本寿子、金田一清香、香田次郎、菅谷英美、田中健路、棚橋久美子
中坪孝之（会長）、百武ひろ子、保坂哲朗、松川太一、和崎淳

(2) 事務局

池田環境局次長、小田環境保全課長、脇坂課長補佐 他 2 名

(3) 事業者等

野村不動産株式会社 1 名
株式会社日建設計 4 名

(4) 傍聴者

0 名

(5) 報道機関

1 社

4 会議概要

- (1) 審査会は公開で行った。
- (2) 本通 3 丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書について審議を行った。

5 審議結果概要

- (1) 本通 3 丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書の内容等について、各委員から意見が出された。
- (2) 審議で出された意見に基づき、答申案を作成することになった。

6 会議資料

- ・資料 1 広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続
- ・資料 2 本通 3 丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書及びその要約書

【審議結果】

○脇坂課長補佐 定刻になりましたので、令和6年度第1回広島市環境影響評価審査会を開会いたします。本日の議事は、「本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書」についてです。審議は12時までを予定しておりますので、御協力よろしくお願いいたします。また、本日は委員定数15名に対して、現時点ですが、オンラインで御出席の委員7名を含め11名※¹御出席ということで、本審査会の定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。また、傍聴者、報道機関※²の方は、いずれもいらっしゃいません。ここで、開会に当たりまして、環境局次長の池田から御挨拶申し上げます。

(※1 委員1名が遅れて出席したため、その後、出席委員は12名となった。)

(※2 報道機関1社が遅れて出席したため、その後、報道機関は1社となった。)

○池田次長 環境局次長の池田でございます。広島市環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては用務御多忙の中、審査会に御出席頂き誠にありがとうございます。本日は「本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書」について、御審議頂く予定としております。

本事業は、本市中区に位置する「広島本通商店街」の一部区域を再整備し、大規模建築物を建築しようとするものです。このため昨年、環境影響評価の項目や調査予測及び評価の手法などの計画を記載しました実施計画書について、当審査会において御審議頂き、その結果を踏まえまして、昨年7月、環境保全の見地から検討を行った結果に基づく市長意見を述べました。

この度、この市長意見等を踏まえ、事業者が実施した事業による環境影響の調査、予測及び評価の結果を記載した環境影響評価準備書が提出されました。本事業では、工事の実施や大規模建築物の存在等による周辺地域への生活環境に対する影響を、実行可能な範囲で回避低減するため、環境影響評価や環境の保全のための措置の検討等が十分なされているか、準備書で確認する必要があります。

つきましては、委員の皆様におかれましては、本事業が環境保全に十分配慮した事業となりますよう、環境保全上の見地から御審議頂きますとともに、忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。

なお、本日の審査会を含め、合計2回の審査会の開催を予定しておりますので、皆さん、活発な御意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではありますが、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○脇坂課長補佐 続きまして、本日の審査会資料の確認をいたします。

【資料の確認】

○脇坂課長補佐 続きまして、「本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書」について御審議頂くにあたり、諮問書を池田次長から中坪会長にお渡しします。

【環境局次長から中坪会長に諮問書を手交】

○脇坂課長補佐 それでは、これから先の議事進行は中坪会長にお願いします。

○中坪会長 それではただいま諮問を受けました「本通3丁目地区市街地再開発事業に関わる環境影響評価準備書」について審議したいと思います。まず、資料1につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【環境保全課長が環境影響評価手続について説明】

○中坪会長 それでは資料2につきまして事業者から御説明をお願いいたします。

【事業者が準備書について説明】

○中坪会長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして委員の皆様からの御意見、御質問をお願いしたいと思います。はい、折本委員、お願いいたします。

○折本委員 騒音振動の観点から質問させていただきたいと思います。道路交通騒音等を等価騒音で評価されているというふうにお見受けしましたが、最大値での評価がされたのかどうか。また、された場合にはどのくらいだったのか、発生源がL90とかどの程度時間的にあったのかというのを教えていただきたいと思います。

騒音についてもう1点あります。南側が立体駐車場になるという御説明でしたが、立体駐車場に入るときに車の渋滞が想定されるのではないのでしょうか。止まっている状態での騒音レベルが予測されているのかどうか、というのが少し気になったので追加での御説明をお願いしたいと思います。続いて振動について2点ございます。振動の測定結果が基準値より下回っているということですが、低周波が出るような機材があるかどうか。また、低周波が出ると今ある振動とは別の影響があるのかなと思ったので、大丈夫なのかどうかをお聞きしたいです。

次に、計画地を確認するとアンデルセン等が近くにあるので、通常の工事現場とは違う形で配慮が必要ではないかと思いました。掘削機を利用する時間帯とかの御計画があれば、教えていただきたいです。

○事業者 先ほどの道路交通騒音の件は、建設機械というか工事用車両のほうという御質問でしょうか。

○折本委員 そうですね、はい。

○事業者 工事用車両ですと216ページの表の7-2-8が予測の結果です。車両の台数については、資料編の4に工事の工程に応じた想定される山積みに記載しています。今の計画上、最も車両の台数が多いときを対象に予測をしています。

○折本委員 予測が等価騒音になっているので、最大値等では評価されていないのかなというのが質問です。

○事業者 環境基準との比較ということで、おっしゃるとおりの予測にしております。駐車場に入るときに渋滞ということですが、11ページ目の断面図のイメージのとおり、北側から入ってぐると斜路をずっと上っていく計画です。入口で止まってというよりは中に引き込んでいくような計画ですので、入口で渋滞が起きるという想定はしておりません。タワーマンションの方についても、入口部分から入って、車両の引込みの距離も取っております。いずれにしても渋滞の停止している状況というのは予測しておりません。

もう一つ振動のほうですね。低周波が出るような機械の設置は考えておりません。実施計画書のと看から同じとなっております。あと、建設機械の重機の掘削の際ですが、おっしゃるとおり近くにお店もありますし、歩行者も多いところですので、仮囲いとか、工事中の安全性は十分確保しながらやっていきます。今の段階でまだ施工者が決まっていなくて、詳細計画が済んでいないということもあります。重機の予測としては昼間に稼働するという条件での予測になっていますが、具体的には現時点で決定できておりません。

○中坪会長 ありがとうございました。それではほかの委員さんから御質問、御意見をお願いします。では、田中委員、お願いします。

○田中委員 私からはこの風の評価についてお尋ねしたいことがあります。風洞実験で解析されていて、条件が統計的に見ても概ねカバーしているということで気流の評価という点では問題ないかと思います。ただ、283 ページに記載されているように、広島地方気象台が 800 メートルと結構近いということで、特に気になるのが台風のとくに南風とか、南西風とか、そういった風が吹いたときに、ようは建物の陰になって最大風速とか最大瞬間風速がその周囲の風よりも低く評価される、あるいは、建物の風下側で乱気流が発生して、逆に最大瞬間風速がより強く評価されるとか、影響というのが出る可能性があるのではないかという懸念がございます。

気象台の観測というのは 20km 四方のその地域を代表する観測点で、地上の情報というのは天気予報のシミュレーションの地上のデータとして採用されるわけで、建物によるノイズも入ったデータがどの程度影響するかっていうことで懸念されるところでございます。今後、そういったところを含めて見ていく必要があるのかなというところではございますが、その点についてはどの程度考慮されているのでしょうか。

○事業者 気象台のデータは地域の代表的な上空風として、10 年間の統計データからとってきています。その間に台風の時期も入ったデータになっておりますのでベースとして台風も含めた予測となっています。評価については、風工学研究所の評価指標になりますので、平均風速が基本となります。最大瞬間風速というある時点のものもデータとしては入れておりますが、予測としては平均風速で予測をしているというところです。台風の時も入れてはいますが、出現確率で出しておりますので、領域 A B C で一定は見込んでいるのかなと思っております。

○田中委員 過去 10 年、広島は猛烈な風を伴うような台風は来ていなくて、2004 年の台風 18 号が最大瞬間風速 60.2 メートルという風を記録しているのですが、そういったクラスの台風が来たときに建物の遮蔽の影響というのが出てしまう可能性もあります。平常時の風のアセスに関しては、過去 10 年間という基準で大丈夫だと思いますが、防災対応とかに関連してくるので、影響で見てみるとやはり既往最大というかそういったところも含めて、評価で出すのがよろしいかと思います。

○事業者 基本は地上の歩行者の日常利用を想定しております。

○田中委員 そういった周辺の影響というのは、この評価で良いと思いますが、それ以外の影響というのも出てきますので、そこも含めて考えて頂きたいと思います。

○事業者 あと補足と致しまして、建物隅角部分の空気剥離に伴う風速域の強い部分をなるべく低減する、景観上の建物を斜めに見たときに小さくするという効果も含めまして、建物の角を面取りして R 形状にするとか、2 棟を離して長大な壁面にしないというような基本的な配慮と、低層商業部分は高さ約 21 メートルの計画としています。

吹き下ろしにしてもいったんそこで受けて、そこから散らしていくというふうな計画上の配慮も併せて考えていきたい。先ほど頂いた意見を加味しながら、今後の検討に生かしていきたいと思います。

○中坪会長 それではほかの委員の方から。百武委員、お願いします。

○百武委員 緑地計画について、敷地面積の 5 % 以上緑化する計画だと記載されていますが十分なのかどうか、なぜ 5 % にされたのかということと、あと、ヒートアイランド現象の効果にどうい

ふうに寄与してくるのかに関係してくると思いますが、建築物が建つことによって、夏の気温がどれくらい上がってしまうのか、あるいはその緑化計画によって、逆に周辺よりも冷たい空気が出てくるということであれば、この建物を計画することによってヒートアイランド現象を抑えられるということにもなってくると思いますので、その点についてどのようにお考えなのか伺いたいです。

○事業者 25 ページに緑化計画を記載しております。都市計画の手続の関係で、アセスを行った後に都市計画を行って、さらにそのあと事業認可で実施設計というスケジュールになっております。そのため、緑化の具体計画に至っていないところが現段階です。そういった中で、広島市の地球温暖化対策等の推進に係る条例に基づいて、最低限5%は必要だということで記載しております。今後、屋上等、確保できるところに緑化を十分とっていききたいというふうには考えております。しかし、樹種等、具体的なところは決まっていないので、ヒートアイランド現象にどれぐらいの効果があるのかというのは試算できていないという状況になっております。今回、低層部分に大きな広場状の空間を計画したいと考えており、地域のにぎわいも加味して、人が集えるような空間機能というのを検討しております。その中で樹木緑化や芝生を使ったり、あるいは素材として保水性のある材料を屋根部分に敷き詰めたりというようなことで、少しでもヒートアイランド現象の低減につながるように計画していききたいと思っております。緑化面積は人が集まれる空間とのバスターになるところもありますので、導入しようとしている機能と温暖化、ヒートアイランド現象の低減につながるようにバランスをとりながら計画を進めていききたいと考えております。

○中坪会長 はい、ありがとうございました。保坂委員、お願いします。

○保坂委員 この緑地計画は、基本的にこのヒートアイランド現象の低減を目的にしておられて、生物多様性だとかは考えられていないのでしょうか。東京などでは最近、在来樹種を植えることで、鳥とか蝶々の緑地と緑地を結ぶ踏み石のようなものにこういった建物の緑地なんかも使っているようなのですが、そういう生物多様性的な視点というのは、この計画では含まれていないのでしょうか。

○事業者 生物多様性は重視していききたいと思っております。大阪のなんばパークスというところで、屋上緑化に多彩な植栽や水景を使った生物多様性に配慮されるような計画も先行事例として調査しております。今後、先ほど申し上げたような人が集まるという機能等を合わせて両立していけるように考えていききたいと思っております。場合によっては、エイビング（ABINC）の認証を取る等、この地域に誇れるようなエリアとして成立できるよう計画していききたいと考えております。

○保坂委員 はい、ありがとうございます。生物多様性の側面を入れていただけると、より現代のニーズに合うようなものになると思いますのでよろしくお願いします。

○中坪会長 ありがとうございます。棚橋委員、お願いします。

○棚橋委員 65 ページの文化財で、法的に言うと仕方がないのですが、既存の文化財がない場合、文化財はないというような書き方になっています。ただ、この前の会議のときにも申し上げましたが、旧西国街道なので掘れば何かで出てくる可能性があると思っています。何も出なければ出ないでいいです。また、多分原爆のときに焼けたものっていうのは必ず出てくると思います。環境影響での文化財の扱いは既存のものに抵触しないかどうかということになりますが、それ以外に埋蔵物については文化財保護法で文化財係へ届出で、そのときに文化財係が何もしなくていいという返答になれば、もう何の配慮もしていただけないということになります。例えば、西条の四日市は宿駅でしたけれども江戸時代のものが出ています。特に出ているのは、石組みの排水路です。そうする

と、広島城下で建物がどうかとか、排水路がどうかというのは一切分かってないので、掘ったときに何か出るだろうとは思っています。

それからもう一つ全く私の専門とは関係ないですが、残土の問題で 343 ページです。残土が出るものの 8 割は有効活用ができると評価されています。他工事で有効利用、同一施工会社内他現場での有効利用を図るとありますが、これが図れたかどうかというのは誰がどのように確認するのでしょうか。というのは、熱海で不法の土砂が流れてたくさんの方が大きな豪雨のときに亡くなりましたよね。有効利用を何か図るっていうのでオーケーにしては、実際に図ったかどうかはどうするのか、責任を途中で曖昧にしているような表現だと思いました。残土の残りの 2 割のところは残土処分場に持っていくという記載がありますが、実際に 8 割まで使えなかったというときに、誰がどのように確認するのかというところが気になりました。

○事業者 まず、西国街道の跡につきましては重々理解しております。京都を初めとした他のエリアで実際の包蔵地ではないと言いつつもいろいろ出てきている状況というの、十分加味して理解しておりますので、それらについて行政への手続というのはもちろんのことながら、工事をやっていく中で、前提としてそういうものが出土する可能性が非常に高いエリアということについては周知をしたいと思っております。また前回被爆に関するお話も聞きましたので、あれから私のほうも調べまして、例えば爆心地からすごく近ければ、ガラなんかがある一定方向に飛ばされているということがあるということ。普通に考えればガラとしか見えないのですが、それも被爆の影響残す遺構だというようなこともしっかり理解しておりますので、それを踏まえまして適切な形で対応していきたいと思っております。場合によっては、業者と協力して現地の立会い等もやりながら、そういったものが容易に壊されないように配慮していきたいと考えております。

2 点目でございますが、残土処分ですね。問題があった以降、現在の建設業につきましては建設残土をどこに持っていったかという記録、いわゆるマニフェストというものがあります。1 番最初にどこに搬出しますという報告を受けて、そのとおり適切に持ってきましたよというのが、マニフェストという形で出てきますので、不法投棄をされとか、使い道がよく分からないところに持っていかれるというようなことが現在ではやりづらい状況になっておりますので、この現場におきましても、そういった形できちんと対応していきたいと思っております。

○中坪会長 ありがとうございます。はい、では、香田委員、お願いします。

○香田委員 質問 3 点ありまして、まず廃棄物等に関しまして、発生した廃棄物が中間処理であるとか最終処分といった施設に対して、どの程度の負荷になるのかという影響については何か検討されていますでしょうか。それが 1 点目です。

それから 2 点目が、準備書の 369 ページの事後調査計画ですけれども、事後調査として大気質、騒音それから振動を挙げられていますが、この三つの項目を選定された理由とか根拠を教えてください。それから、大気質の事後調査計画に関連して、大気質だと建設機械の稼働に伴う二酸化窒素を事後調査するということですが、185 ページの建設機械の稼働による二酸化窒素の予測結果が、日平均値の年間 98% 値で 0.054 p p m、環境基準が 0.06 p p m 以下ということでその差が 0.006 p p m となっています。これが一体どの程度の差なのか、例えばこの建設機械をこれだけ稼働すればもう 0.006 p p m は超えてしまうとか、環境基準の差が目安みたいなものがありましたら教えていただけますでしょうか。

○事業者 処分場の負荷がどれぐらいかというのは、排出先は施工者が決めるということで、今段階でどこに出すかというのは具体的に設定しづらいという状況があります。記載しているリサイクルの量や内容については、弊社のこれまでの同じような規模の事業を他都市にはなりませんけれども、やっている中で出てきている値ですので、それほど負荷がしんどくなることはないと思っております。

2点目の事後調査の選定項目ですね。369ページ目に事後調査の選定項目がありますが、基本的に影響が大きいと思われるものです。何をもちて大きいかというのはありますが、一つ比べる指標として環境基準と比べて予測値が迫っているようなものについては、事後調査でモニタリングしていく必要があると考えています。また、建設機械や車両に関しては、流動的といいますか施工者が決まっていないところで振幅があるような状況です。当然決まれば保全措置の中で、建設機械の台数を削減や低排出量、低排出ガスタイプのものを使っていきますという保全措置を十分やっていくものの、計算上どうしても数字が大きくなっているという部分がありますので、そういったものを対象に工事中の特に大気と騒音に関しては選定をしております。

大気質の建設機械の稼働ですけれども、環境基準に対して値が迫っているとおっしゃるとおりの値かなと思います。振幅がある中で、建設機械の標準的な排出量を出して計算をしているということもあります。184ページに、予測期間中に動く重機を載せていますが、これが全部同時に動くというような想定もあります。これらの不確実性を踏まえて事後調査の項目を選定しております。三つ目について、何が動けば超えるのかというのは、稼働時間や、重機の内容によってくるのでそこまでの検討はしていません。

○香田委員 例えば、1番排出量の大きな発電機を何日間稼働すれば0.006ppm超えるのかぐらいの予測はできるとは思いますが。

○事業者 これが動くとうなるかというのはできると思いますが、今そういう視点でのデータなり検討はしていません。

○香田委員 はい、ありがとうございます。おっしゃる通り難しい部分もあるのかなと思います。が、御検討頂ければ。

○中坪会長 ほかに何か委員の方から、では和崎委員。

○和崎委員 土壤汚染の観点で一つだけ質問をさせてください。土壤汚染については、過去の土地利用状況の確認によって土壤汚染でもそれは否定できないということで適切に対応すると書かれています。適切に対応するということが必要になった場合に、工期に対しての影響等は考えられるのか、どのように対応することが想定されているのか、について答えられる範囲でお願いできればと思います。

○事業者 過去の利用状況を見ますと、ゴム工場や鉄関係の工場があったということで基本的に汚染がないとは言いきれない状況であるということは現状で分かっております。どのタイミングでやっていくかということについては、当然形質変更の前になりますので、解体工事の前に届出をしまして、実際に解体に着手して外構周り等を剥がして、直接地盤にアプローチできる状況をつくって、表層の調査から始めて即座になれば、上物を壊して地下に至る段階で再度調査をする、というような形になると思います。場合によっては、汚染の回収ですとか、あるいは土壌の入替え等で工期に影響がある場合もありますし、水質の改善をやってモニタリング調査をするということもありますので、状況によっては工期に影響がない状況にはならないと思っています。

○中坪会長 ほかに何か委員の方から、では金田一委員。

○金田一委員 一つ目の景観計画の311ページのあたりで、今回の敷地がE地区に少しかかっているということで、景観審議会との連携や協議が必要になってくる部分だと思います。低層階についても景観審議会からのお墨つきが必要になってくるのではないかと思います。眺望点で気になっているのは割と高層階のみになっていて、低層階のことはまだ分からないという感じで書かれていま

す。今後、低層階のほうの詳細が決まってきて、景観審議会と話すうちに計画が変更になった場合、他のいろんな項目にも影響もあるのではないかと思います。どの程度現在の基本計画でそのままいけるとお考えかというか、現段階でどれぐらいの確証があるかっていう辺りをくわしく教えて頂きたい。

○事業者 前提といたしまして、敷地の西側については原爆ドームのバッファゾーンに隣接するエリアになっておりまして、敷地の東側は一般地区というような状況です。しかしながら、どちらも一体として見えますので、より厳しいE地区側の景観で定められている規制で、特に色ですとか、芝生ですね、こういったものについては、そういうふうにしてやっていこうと。

一方、低層につきましては、周辺の商店街との連携やにぎわいという観点もありますが、まだ周辺の方々と具体的な協議を始めたばかりでございますので、詳細についてはこれから検討していきます。今、審議会にかかっておりますし、部会等でもいろいろ検討頂いておりますので、市で定められている手続等の俎上にのせながら、適切に検討していきたいと思っております。

○金田一委員 はい、このように書いて頂いているかと思います。もう1点、エネルギー関係で356ページですが、エネルギーのベストミックスを図るということですが、現時点でのベストミックスを考えた結果が360ページあたりになっているかと思います。これはあくまでも現在のCO2排出量原単位に基づいているもので、これが竣工して稼働した後どのようになるかっていうことによってベストミックスも違うと思いますが、全て現状の指針値を使っています。将来に対してこの結果がある程度保障できるものなのかを教えていただきたいと思っております。

○事業者 エネルギーの使用量を減らすという観点ですと、外皮の性能を上げるというのが建物では大きな影響があります。これは建物用途に限らず外皮の性能を上げるということについては、高めていく必要があると思っております。一方で、消費していくエネルギーにつきましては、住宅とホテル、オフィスによって、中身がかなり変わってくるところがあります。現状、規模や内容については、具体的などころまで煮詰まっております。今後、事業が進捗していく中で、精度を上げて低減化できるような形で考えていきたいと思っておりますし場合によっては、オフィスについては照度を下げるような運用等のビルの利用規則を作っていくということも含めて努めていきたい。

○金田一委員 結構大きな武器になるので、何か電力会社なり都市ガス会社のエネルギー事業者に対してその将来の排出原単位でどういうことを考えているかということは少し含まれてもいいのではないかと思います。

○中坪会長 それでは時間となりましたのでもしほかに御意見がなければ、本日の審査会はこのあたりで終わらせていただきます。事務局は、本日の議事録を取りまとめて、各委員の皆さんに届けてください。また各委員の御意見等を踏まえまして、本審査会の答申案の作成をお願いいたします。それでは事務局から今後の予定についてご説明をお願いします。

○小田課長 本日は長時間にわたり御審議頂きありがとうございました。会長からご指示いただきましたとおり、本日の議事録を取りまとめた上で、委員の皆様の御意見等を踏まえた答申案を作成させていただきます。本日御発言頂いた事項のほか、追加の意見等がありましたら、7月4日までに事務局までお知らせください。次回の審査会は、市民意見とその意見に対する事業者見解が提出され次第、9月頃を目途に開催したいと考えております。

○中坪会長 はい、ありがとうございました。次回の審査会は9月頃を目処に開催ということで。皆さんお忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。それでは本日の審査会はこれで終了とさせていただきます。